

山鹿市内で開業する方を応援します！



市内での創業・開業支援および空き家・空き店舗の解消等を目的とした2つの補助制度がスタートします。

山鹿市内全域で店舗家賃を補助

平成30年4月から3年間に限り、
小売業・飲食業は補助率最大4/5・月額上限30万円

山鹿市創業・開業支援空き店舗対策事業補助金

空き店舗を活用して新規出店する際の店舗家賃を支援します。

●対象となる物件

山鹿市内の概ね3ヶ月程度入居のない店舗

●補助内容

店舗借家料（共益費や管理費、駐車場等付帯施設、敷金、礼金、保証料等は除く）

業種	補助期間	補助率	月限度額	面積要件
小売業 飲食業	5年間	4/5	8万円	250㎡未満
			15万円	250~499㎡
			30万円	500~999㎡
	残りの2年間	1/2	8万円	250㎡未満
			15万円	250~499㎡
			30万円	500~999㎡
上記以外の店舗※	3年間	1/2	5万円	250㎡未満
			10万円	250~499㎡
			20万円	500~999㎡

※上記以外の店舗の一例：理容業、美容業、旅行業、クリーニング店、療養業、フィットネスクラブ、学習塾等

●補助要件

- 一般市民等を対象とした昼間の賑わいを創出する業種であること。
- 空き店舗を活用し、3年以上継続して営業すること。
- 月の半分以上、かつ昼間3時間以上営業すること。
- 市内店舗の廃業又は休業を伴う営業でないこと。（災害による移転は除く。）
- 借家料について国県その他の補助金を受けていないこと。
- 市税等の滞納がないこと。
- 商店街団体等の会員となること。
- ※補助金の申請は、店舗のある商店街や商工団体が行います。
- ※業種や公益性、計画性、事業効果等を審査のうえ決定します。
- ※詳しくは、以下のお問い合わせ先にご相談ください。

●お問い合わせ先

山鹿地域	山鹿商工会議所 電話0968-43-4111
鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央地域	山鹿市商工会 電話0968-46-2141

豊前街道で店舗改修費を補助

平成30年4月から3年間に限り、
小売業・飲食業等は補助率最大2/3・上限500万円

豊前街道歴史的まちなみ再生事業補助金

空き家・空き店舗又は空き地等を活用して新規出店する際の店舗改修を支援します。

●対象となる物件

補助対象地区内にある空き家・空き店舗又は空き地等

●補助内容

店舗改修費用（補助対象外工事を除く）

業種	補助期間	補助率	補助限度額	補助項目
小売業 飲食業 等	平成30年度から 平成32年度まで	2/3	300万円	外観工事
		2/3	300万円	内装工事
		1/2	100万円	設備工事
合計			500万円	全体の合計額

※補助対象外工事の一例：住居部分の改修、太陽光パネルの設置、車庫等の設置
床暖房等の設置、外構工事

●補助要件

- 豊前街道に新たな賑わいを創出する事業であること
- 不特定多数の客を対象に営業時間内にサービスの提供若しくは物品等の直接対面販売を実施する事業であること
- 建築物の所有者、占有者、占有予定者であること
- 占有者等は所有者の同意を得ること
- 市税等の滞納がないこと
- ※本補助は書類及び面談審査を行います。
- ※詳しくは、以下のお問い合わせ先にご相談ください。

●補助対象地区



●お問い合わせ先

山鹿市役所 都市計画課 電話0968-43-1591